

商空間デザインゾーン

supported by **BAMBOO MEDIA**



商空間デザインの総合サイト「BAMBOO MEDIA」と「理想のすまいと建築フェア」の
コラボレーション企画の開催が決定！商空間デザインに欠かせない建材、内外装材、
家具、照明・音響設備、アート作品などが一堂に介するゾーンを展開します。
また、BAMBOO MEDIA 代表 笈川誠氏によるトークセッションも実施予定です。

2024 年 5 月 30 日・31 日 10:00-17:00

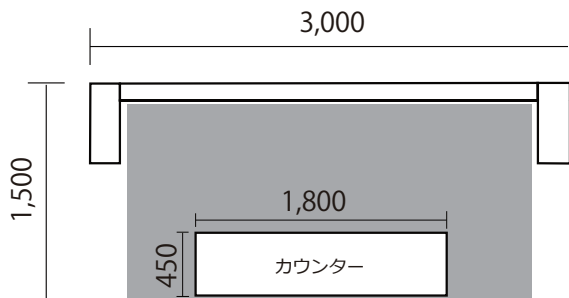
インテックス大阪

理想の住まいと建築フェア（KENTEN）会場内

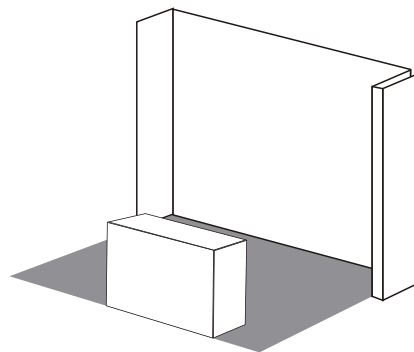
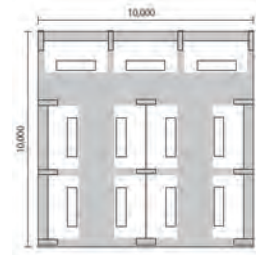
出展料金

300,000 円 (税込) / 小間

小間形態



▼ブース展開イメージ



小間の大きさ：間口 3m × 奥行 1.5m × 高さ 2.7m

※小間位置は主催によって決定いたします。

※場所の指定しての申込は出来ません。

※商空間デザインゾーン内への出展となります。

<ブースに含まれるもの>

- ・木工造作 壁面パネル
- ・木工造作への社名やブランド名の掲出
- ・パンチカーペット 黒のみ ※色指定は出来ません。
- ・カウンター

出展対象

店舗やホテル、商業施設などの空間デザインに用いられる、内外装材や各種マテリアル、家具・什器、サイネージ、照明器具、アート、サービスなど

来場対象

インテリアデザイナー・デザイナー・アーティスト・建築家・設計士・施主・ディベロッパーなど

申込方法

別添の申込書に、必要項目を記入のうえ、理想の住まいと建築フェア（KENTEN）事務局まで、mail にて送付ください。

送信先：sumai@tvoe.co.jp

出展内容が本展開催趣旨・目的に沿わない場合は、出展をお断りすることがあります。（※詳細は事務局にお問合せください）申込出展者以外に共同出展する企業を表記する場合は、出展申込書の「共同出展者」欄に必ずチェックを入れてください。 申込締切：2024 年 3 月 20 日（水）

BAMBOO MEDIA

<https://www.bamboo-media.jp/>

笈川 誠

株式会社バンブー・メディア 代表取締役。1967 年東京生まれ。商空間デザインの専門誌『商店建築』編集長を経て、2010 年株式会社バンブー・メディア設立。国内外の商空間デザインやインテリアデザイナー、建築家を紹介する WEB サイト「BAMBOO MEDIA」を運営。また、空間デザインのための展示イベント「BAMBOO EXPO」を毎年春・秋に開催。現在、日本創生のカギとなる工芸や技術、職人と、デザイナー・建築家を結び付けることで生まれる新しい価値の創造に重きを置いた活動に注力している。

<お問合せ>

理想の住まいと建築フェア（KENTEN）事務局 担当：辰野

TEL: 06-6944-9916 mail: sumai@tvoe.co.jp

適格請求書発行事業者：

登録番号（T6120001104848）株式会社テレビ大阪エクスプロ

出展申込書

※控えとしてコピーをお取りください

申込日： 年 月 日

● 出展者情報

出展案内記載の出展規程を遵守することを承諾し、下記の通り出展を申込みます。

会社名	フリガナ		代 表 者	役職
	フリガナ			フリガナ
英文社名			氏名	
本社所在地	フリガナ			
ホームページURL	TEL			
(連 絡 窓 口)	担当者	フリガナ		
	所在地	フリガナ		
	所属部課		役職	
	フリガナ		TEL	
	氏名		E-mail	

● 出展申込小間数

小間単価(税込) ①	申込小間数②	出展料金①×②
300,000 円	小間	¥ (税込)

出展内容等 印刷物、ホームページ等に掲載いたしますので、正確にご記入ください。

出展社名	フリガナ
掲載用住所	フリガナ
問い合わせ先 (メールアドレス or TEL)	
出展内容	〔新商品の有無 ☐ 有 ☐ 無〕 *100字以内。文字数超過の場合は、事務局にて編集する場合があります。 *HP、会場配布ガイドに掲載します。

※メールでのご提出にご協力ください。FAXでは細かい文字が潰れてしまい、正確に入力できない可能性があります。

共同出展者

☐ 有☐ 無

● 連絡欄

--	--	--

事務局使用欄

受付日		請求内容	請求書 No.	請求日	入金日	1	2	3
受付番号		出展料金				4	5	6

お問い合わせ

理想のすまいと建築フェア事務局
一般社団法人日本建築材料協会〒540-0008 大阪市中央区大手前1-2-15 (株)テレビ大阪エクスプロ内 TEL:06-6944-9916
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-4-23 撞木橋ビル4F TEL:06-6443-0345

出展規程

1. 出展料の振込

- (1) 申込書に基づき、主催者または、運営を担当する株式会社テレビ大阪エクスプロより請求書を出展実務担当者様に送付させていただきますので、請求書発行日の翌月末までに展料をお振込みください。
- (2) 出展料金を含め本展示会に関する全ての請求についての振込手数料は出展者が負担するものとします。
- (3) 振込先口座は請求書をご参照ください。
- (4) 連絡なく振込期日までに展料の入金確認が出来ない場合、出展申込を自動的に取り消す場合があります。
- (5) 新規申込社および海外出展者については、出展料の入金確認後に展受受理となります。
- (6) 申込締切日以降の申込み企業については、申込み時点で出展契約が成立したと見なし、万が一キャンセルした場合、本規定に基づいたキャンセル料が発生します。

【振込期日】請求書発行日の翌月末

2. 出展のキャンセルについて

- (1) 展受受理後のキャンセルは、事務局へ事由書を提出し、承認を得た場合でなければ認められません。やむなく出展の取り消しもしくは申込み内容の変更（小間数の一部キャンセルを含む）を行う場合には、その理由を明記した文書を事務局に提出し、承諾を得たうえで規定の出展取消料を支払わなければなりません。
- (2) 申込日以降、やむなく出展の取消もしくは申込み内容の変更を行う場合には、出展取消料をお支払ください。

【書面による取消・変更通知を受領した日】

申込日以降 出展取消料…請求金額の 100%

- (3) 出展者が出展料全額を支払っていないときは、取消通知後、差額を直ちに支払うものとします。出展者が既に支払った金額が上記相当金額を超過している場合は、超過分を事務局より返金します。この場合、振込手数料は出展者の負担とします。
- (4) 事務局は、次に該当する場合、出展者に対し、何らの予告無しに出展を取消することができ、また、出展料全額をお支払いいただきます。この場合、事務局は当該場所を適切な方法で使用するものとします。
 - ①2024年4月26日（金）迄に出展料金を完納しない場合
 - ②事前申告なしに2024年5月29日（水）pm12時までに小間の使用を開始しない場合
 - ③出展規定および関連規定に記載の事項に違反し、事務局の催告によっても改善が認められない場合

3. 小間位置の決定

小間位置は、出展規模、出展製品等を総合的に勘案して事務局が決定致します。出展者は小間の割当について、苦情や出展取消等を申し出ることはできません。

4. ブースレイアウト発表・出展準備要項について

2024年4月上旬にブースレイアウト、出展準備要項、プロモーション実施計画等を出展者へ送付致します。

5. 展示に関するルールおよび概要

- (1) 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどが出展対象となります。その関連、関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、自社小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。
- (2) 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出をし、許可を得なければなりません。
- (3) 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展準備要項・提出書類」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
- (4) 出展者は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・営業行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
- (5) 出展者は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他の出展者や来場者の迷惑となる行為を行ってはけません。実演などが他の出展者や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお、大阪市条例の中で危険物と見なされるものは危険物として届けるものとします。
- (6) 出展者は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
- (7) 本展示会会期中および会期後に他の出展者や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申し込み拒否などの申し入れを行う権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。
- (8) 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。
- (9) 出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースおよび出展者が特定されない全景のみ撮影することができます。

6. 各種書類の提出

出展者は、「出展準備要項・提出書類」などの主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

7. その他規定

- (1) 本申込書の記載内容は、DM パンフレットなどの作成時に参考にします。また、請求書の発行をはじめ、展示会事務局からの各種連絡、本展示会の関連広告のご案内に使用します。
- (2) 小間の転売、売買等の禁止
出展者は、出展者相互間や第三者を問わず出展小間を転売・譲渡・転貸・交換等することはできません。
- (3) 出展者の責任
出展者は各自の責任において出展物や小間内の管理を行ってください。主催者は善良なる管理者として会場全体の警備および運営全般の管理保全にあたりますが、出展物の損傷や紛失、小間内における事故・搬入出時の事故、その他人体や財物に関する事故が発生した時の補償等について、主催者は一切の責任を負いません。
- (4) 立ち入り検査
設営期間中・会期中を問わず、所轄消防署査察・所轄保健所査察・展示会場査察その他立ち入りの必要があると主催者が判断した場合は、出展者の同意の有無にかかわらず小間内への立ち入り査察を行うことがあります。
- (5) 展示会開催の変更・中止
主催者は、天災および本項に定めるその他の不可抗力により展示会の開催が著しく困難となった場合、会期・会場を変更、展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者は、この決定および実行により被る出展者に生じた損害や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する一切の責任を負わないものとします。
 - ・会期変更の取り扱いについて
出展申込みは、変更された会期等について有効とし、会期変更などを理由として出展を取消すことはできません。
 - ・出展料金の返金について
主催者が展示会開催を事前に中止した時は、既納出展料金から下記に定める金額を返金します。振込手数料は出展者の負担とします。また、主催者が会期変更（延期）を行った場合は、やむを得ない場合を除き既納出展料金の返金は行わないものとします。

【中止による既納出展料金の返金割合】

2024年3月8日(金)まで	100%
2024年3月9日(土)～4月30日(火)	80%
2024年5月1日(水)～5月27日(月)	70%
2024年5月28日(火)～5月29日(水)(搬入)	50%
2024年5月30日(木)(会期初日)	30%
2024年5月31日(金)(会期最終日/搬出)	0%

- ・新型コロナウイルス感染拡大など感染症、天災などの不可抗力による開催中止等について
 - ①緊急事態宣言の発令による、イベント無観客開催および、それに類する要請
 - ②上記相当の状況により主催者および運営事務局の判断による中止
- ・不可抗力について
戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。
- (6) 日本国内への入国手続き
出展者が、本展示会への出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、2項に定める規定によりキャンセル料を支払わなければなりません。
- (7) 出展要領と規定の遵守
出展者は、本要領の内容および出展案内、今後配布する出展準備要項等の記載事項を予め承いただき、遵守することを約束の上、本展示会への出展申込をされるものとし、この点において将来いかなる時点においても一切の異議を受け付けません。
- (8) 出展申込契約の解除、将来の出展拒否
主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は出展者に何らの催告なく本契約を解除する権利を有するものとし、この場合、主催者が被った損害は出展者に請求され、出展者はその損害を賠償せねばなりません。また本契約を解除された出展者が将来的に本催事へ出展を希望した場合、主催者はこれを拒否する権利を有するものとします。
 - ①出展料の全部または一部を支払わない場合
 - ②出展対象以外のものを出展した場合
 - ③禁止行為を、禁止の解除承認なく行った場合
 - ④出展小間を展示会出展以外の目的に使用した場合
 - ⑤出展小間を使用しない場合
 - ⑥著しく本展示会の信用を失墜する行為があった場合
 - ⑦その他本要領および出展準備要項に違反した場合また、出展申込後、来場者や他の出展者に対する迷惑や運営上の妨害等が予想されると主催者が判断した場合、即時の契約解除ができるものとします。
- (9) 所轄裁判所
本契約から生ずる権利義務についての争いが生じた場合、大阪地方裁判所を第一審所轄裁判所とします。

理想のすまいと建築フェア事務局／テレビ大阪エクスプロ

〒540-0008 大阪市中央区大手前1-2-15 TEL:06-6944-9916 E-mail: sumai@tvcoe.co.jp

適格請求書発行事業者登録番号<T6-1200-0110-4848>

申込・お問い合わせ